

家父長制批判の可能性の原理

野口 勝三

キーワード：家父長制、リベラル・フェミニズム、ラディカル・フェミニズム、ポストモダン・フェミニズム、リベラリズム、形而上学的思考

フェミニズムは膨大な議論を積み重ねてきた。これまでリベラル・フェミニズム、ラディカル・フェミニズム、レズビアン・フェミニズム、マルクス主義フェミニズム、ポストモダン・フェミニズムなどの数多くの潮流が現れ、精緻な理論を構築してきた。しかしながら、多くの潮流がそれぞれの理論を立てているために議論が錯綜し、複雑な様相を提示している。個別の現象に対しても対立する考えが入り組んでくるため、何が問題でどのように考えればよいのかについて、理解することが困難になってきているように思われる。

そこでこの論考では、リベラル・フェミニズムからポストモダン・フェミニズムの理論的骨格を整理することで、どのような問題にぶつかることになったのか明らかにし、それがどんな理由で生じたのかを提示したいと思う。また、どのような原理によってその問題を克服することが可能になるのかを提示したい。そこでまず最初にリベラル・フェミニズムからポストモダン・フェミニズムへの系譜を図式的に整理することから始めたい。

近代哲学とマルクス主義

女性解放運動は最初、近代人権思想に基づいて展開された。人権思想はホブズ、ロック、ルソー、カント、ヘーゲルらによって練り上げ

られた市民社会構想を基礎づける考えである。ところが当時、近代人権思想に基づく社会構想は危機に陥ることになった。産業革命によって資本制経済は重商主義の段階から産業資本主義の段階に移行し、国家はそれを保護することによって、諸国家間で覇権を争うようになった。この動きの前後から国民国家が成立し、20世紀初めまでに帝国主義の時代になった。

この時代に資本主義的生産様式とナショナリズムが強化されることで、労働者は過酷な生活状況に置かれ、貧富の格差が拡大するという結果を生じた。私的所有に基づく自由競争の結果、マルクスによれば、労働と資本が分離し、人間的活動の源泉であった労働において、労働者が疎外されるという事態が引き起こされたのである。資本主義体制の下で、労働は自己表現や自己実現ではなく、人間を隷属させ精神を非人間化するものへ転化したのだ。近代国家はそれまでの封建主義的社会体制や絶対王政的な支配関係から自由を解放する社会だったはずなのに、実際には資本家による社会支配という新たな支配関係を生み出すことになったといえる。

マルクスはこうした現状に対する徹底的な批判者として現れ、資本主義的生産が財の蓄積を飛躍的に高めたにもかかわらず、富の恩恵を受けているのが一部の人間だけで、大多数の人間が貧困状態に置かれている原因の解明をそのモチーフとした。マルクスがその原因として見出したのは、国家による私的所有の正当化という仕組みだった。国民経済学は市民社会における経済活動を法則として表すだけで、資本主義社

会における人間疎外の原因を解明しない。そこでマルクスは、資本主義経済の分析によって、労働者が生産物と生産活動、そして類的本質から疎外されることを明らかにし、人間疎外の原因を私的所有と自由競争に見出した。

マルクスの考えは、マルクス主義という形で後続の思想家に受け継がれていった。例えばレーニンは私的所有権の廃止と国家の廃絶を社会変革の目標とする。資本家が財産を持っているのは労働者階級からの搾取の結果なのに、国家はこのような搾取階級と被搾取階級の間の階級闘争を隠蔽して、私的所有という形でその権利を保護している。国家とその法体系は特定の階級による支配関係を正当化するシステムだとレーニンはいう。ヘーゲルの言うように、私的所有は人間の自由の基本的契機の一つなので、これを廃止することで社会的矛盾の解決を試みるマルクス主義の思想は、「自由」ではなく「平等」に基礎を置く社会構想ということができる。

第一次フェミニズムから 第二次フェミニズムへの展開

第一次フェミニズムと呼ばれるフランス革命以降から20世紀当初まで展開された女性解放運動は、近代人権思想に基づいて展開された。人権概念を男性だけではなく、女性にも拡張することを求めたのである。フランス革命の後、1792年にはすでに、メアリ・ウルストンクラフトにより『女性の諸権利の擁護—政治および道徳問題の批判をこめて』⁽¹⁾が書かれ、女性の市民権の擁護が試みられた。そこでは理性は男性同様に女性にも保有されているとして、ルソーに代表される啓蒙主義者のいう、女性には理性が欠けているという考えを批判していた。当時、封建的な身分制に基づいて決定されていた権利

を否定して、各人の自由と博愛と平等を唱えたフランス革命を基点とした市民社会の進展は、必ずしもスローガンどおりに進まなかった。女性をはじめとして労働者階級などには選挙権が与えられることはなく、市民社会の一員として認められることはなかった。ウルストンクラフトは、そうした現状と市民社会の理念を支えた啓蒙思想家の女性に対する偏見に、反論を加えたのであった。

その後、マルクス主義の台頭と相関して、女性解放運動も社会主義婦人解放論を生み出した。リベラル・フェミニズムは女性の財産権の確立を目指したが、財産権が実現しても、財産を所有しない無産階級の女性にとっては、何の役にも立たない。むしろ財産権の確立によって劣位に置かれた状況は、変革不可能なものとなる。このように社会主義婦人解放論の立場に立つ女性たちは主張した。つまり、資本主義社会の枠組みの中での女性解放は不可能であるとして、社会主義社会の実現を目標としたのである。そこでの実践は、性差別の原因は女性の生産活動からの疎外にあるので、女性も生産活動にかかわり、資本家との階級闘争を通して、社会主義社会に変革することで女性差別の解決を目指す、という考え方に基づいて構想された。

ところが、社会主義婦人解放論は女性解放の前提を生産活動への従事に置いたため、生産労働に従事しない家庭の主婦を封建遺制の奴隷労働を引きずる存在とみなし、女性を生産活動に従事した「進んだ」女性と「遅れた」家庭の主婦とに分断することになった。また、資本主義社会と同様、労働者中心の社会においても、妊娠と出産という機能を持った女性は、労働力としてのハンディを先験的に負っている。労働者を社会変革の中心的な担い手とみなす社会主義運動においても、劣位に置かれた女性の立場は

(1) メアリ・ウルストンクラフト『女性の諸権利の擁護—政治および道徳問題の批判をこめて』(白井堯子訳) 未来社、1980年

変わらなかったのである。

先進国におけるフェミニズムの復活は、60年代のアメリカにおけるベティ・フリーダンの『新しい女性の創造』⁽²⁾の刊行が契機となった。フリーダンはアメリカの専業主婦の抑うつ症状を取り上げて、その原因を女性の社会参加の欲求が疎外されていることに求めた。

「ほとんどすべての職業分野において、ビジネスであれ科学や芸術であれ、女性たちはいまだに二流市民として扱われる。そうした見分けにくい但不愉快な差別があることを、これから社会で働こうと思っている若い女性たちに対して教え、黙っていたりそれが消え去ることを夢想したりしていないで、それと戦いなさい、と教えることはとても役立つだろう。」⁽³⁾

フリーダンは1966年に作られた全米女性機構(NOW)の初代議長に選ばれたが、その主張からもわかるように、NOWの主要な課題は女性の社会進出であった。リベラリズムの信奉者であったフリーダンは、政治の領域を社会的領域に限定し、家庭という私的な領域を国家や他人の介入を拒む愛や性を中心とした親密な領域とみなしたのである。

それに対して、リベラル・フェミニズムにおける公私の区分の尊重に不満をいだき、性の政治を主張したラディカル・フェミニズムが登場した。日本でも新左翼運動の中からウーマンリブが起こった。新左翼運動は、伝統的な社会主義運動における組織の硬直性や経済重視の偏重を批判して運動を展開していったが、その背景には先進工業国における生産優位主義に対する若い世代の懐疑が存在した。1960年代は、先進

国において生産中心の社会を批判する新しい運動が、学生や労働者を中心にして引き起こり広がっていった時代であった。人種差別に反対する運動や環境保護運動、対抗文化運動といった、社会主義型の労働運動とは違った運動が登場していた。

それらと軌を一にして現れた新左翼運動は、階級闘争的運動にみられた経済中心の視点から転回し、文化的な側面に注目して、自然、感情といったものを人間中心的な合理主義に対抗するものと再評価して、運動を推進していった。それまでの社会主義婦人解放論に疑問を抱いていた女性たちが、この新しい運動に対して希望を見出したのも当然であった。

ところが、女性たちは結局、この運動に対しても不満を爆発させることになった。というのも、この運動の中でも男女の役割や関係は変わらなかったからだ。新左翼運動が作り出した解放区においても、女性は男性に随伴し、それを助ける存在として位置づけられたままだった。女性が男性を立て、男性に従属するという関係はそれまでと同様であり、女性差別の解決は優先順位の低い問題とされたのであった。女性の活動家たちはこうした状況の中から、男女の関係や家族関係のような、それまで個人的とされてきたことを問題にするようになっていった。従来、私的な事柄とされ、自然なこととして問題視されてこなかった愛や性を、政治的な問題として取り上げたのである。

そして、性差別の原因を資本制の問題に還元するのではなく、その原因は性別に分配される規範の非対称性と、男性上位の形で構造化されている力学関係にあることを明らかにし、その構造を「家父長制」と命名した。ラディカル・フェミニズムは、家父長制が社会の隅々まで覆っ

(2) ベティ・フリーダン『新しい女性の創造』(三浦富美子訳) 大和書房、1970年

(3) ベティ・フリーダン『新しい女性の創造』(三浦富美子訳) 大和書房、1970年、272ページ

ていて、特に私的領域である家族や性愛の領域に、いっそう根源的に働いていることを論証したのだ。家父長制は、階級抑圧を含めたあらゆる社会的抑圧の根源に見出される基本的構造とみなされたのである。

ラディカル・フェミニズムは、それまで問題視されなかった家族や愛、性といった私的領域こそ問題化されるべき領域だと考えるようになった。たとえばミレットは『性の政治学』⁽⁴⁾において、性関係を男性優位な権力構造に基づく関係と主張し、こうした権力構造は生物学的自然性に基づくものではなく、教育や社会規範といったイデオロギーによって作り上げられるものだとし、それを家父長制と名づけた。女性の解放は、公私にわたって作用する家父長制との戦いを通して実現されるとしたのである。家父長制との闘争はその後、シュラミス・ファイアストーン⁽⁵⁾やジュリエット・ミッチェル⁽⁶⁾などを経由してラディカル・フェミニズムの運動において中心的課題として継承された。ラディカル・フェミニズムは、性別役割分業を廃止し女性の行動様式を受動性から能動性へと変換することを実践した。つまり家族や性、愛といった領域でジェンダーの解体を目標としたのである。

セクシュアリティの問題化は、ポストコロニアリズムの文脈からも行われている。近代におけるセクシュアリティの構造は、男性と女性に配分される性的規範を非対称化し、男性は家庭の外に性的快楽の対象を見出せたが、女性は家庭の内部に性行動を限定された。男性の性的行動は家庭の外でも承認されたのに、女性に関しては禁止された。男性と女性とで性的行動に関して、異なる基準が適用されたのである。また、性的に奔放なオリエンタルの女性の表象が、文

学や芸術のようなさまざまなメディアで観察出来るように、男性は性的願望を国外の女性に投影することで、国内で禁止されたセクシュアリティを消費した。さらに、自民族の女性は同じ民族の男性のみを性的対象として認められ、異民族の男性からの性的行動から保護された。近代的セクシュアリティは、国内においても国外においても女性を二分化して、エロスの対象と非エロスの対象へと分断したのである。

レズビアン・フェミニズムによる 異性愛主義への批判

ラディカル・フェミニズムは、この社会が男性優位の性差別社会であると告発し、家父長制が経済、政治、性、愛といったさまざまな領域や局面に作用していることを明らかにしたにもかかわらず、異性愛を問題視することはなかった。性愛に権力関係が働いていることを示しながら、異性愛は制度として批判されなかったのである。

これに批判的な理論を構築していったのがレズビアン・フェミニズムであった。レズビアン・フェミニストは、性愛における権力作用とは異性愛の強制によるセクシュアリティの支配であるとして、異性愛制度の解体なくして女性の解放はありえないとした。たとえばアドリエヌ・リッチは異性愛を男性の支配を維持する根源的制度とみなし、これを強制異性愛と呼ぶ⁽⁷⁾。異性愛は社会的、法的承認と保護を与えられることによって正当化され、この承認は、女性をセクシュアリティによって分断するイデオロギーとして作用することになる、というのがその主張の一つだ。

(4) ケイト・ミレット『性の政治学』（藤枝濤子ほか訳）自由国民社、1985年

(5) シュラミス・ファイアストーン『性の弁証法—女性解放革命の場合』（林弘子訳）評論社、1972年

(6) ジュリエット・ミッチェル『女性論—性と社会主義』（佐野健治訳）合同出版、1973年

(7) アドリエヌ・リッチ『血、パン、詩—アドリエヌ・リッチ女性論』（大島かおり訳）青土社、1989年

さらに、レズビアン・フェミニストは異性愛における性交を、男性の女性に対する支配を社会的に構築したものだとし、その本質をレイプと位置づけた。性交における男性と女性の位置関係は、男性が上位になるように構造化され、この構造は経済や社会といった社会的領域のすみずみまで波及しているとのべる。アンドレア・ドウォーキン⁸⁾は、性行為の本質を女性を植民地化し、所有物にするのだと主張する。そして、戦争や国家といった領域が、男性＝能動＝主人／女性＝受動＝奴隷として構造化されたセクシュアリティと不可分に結びついていることを詳らかにする⁽⁸⁾。こうして彼女たちの間で、レズビアニズムは異性愛主義に対抗して、それを解体するための必然的な政治的選択とみなされることになった。また、この選択は女性を解放する最も重要な思想であると主張されたのである。

このようなレズビアン・フェミニズムによる分離主義は、ラディカル・フェミニズムの論理から必然的に導かれるといえる。なぜならラディカル・フェミニズムは、男女関係が先験的に差別関係の中に置かれていると主張し、二つのことをその論拠としてあげるからだ。第一にすべての男女関係は性愛関係の変奏形態であり、女性は、性的存在であることを基底とした存在であるということ、第二に性愛関係の本質は差別関係である、というのがその根拠である。つまり、男女関係はつねに、すでに差別的であるというわけだ。そこから異性愛主義というものが問題化されることになる。なぜなら異性愛には性別の区分と男女間の力学関係が含まれるからである。異性愛とは男女という性別に基づく関係性であり、この関係は男性から女性への権力関係として構造化されている。こうした論理によって、レズビアン・セパレイティストによるレズビアン共同体こそが、家父長制への対抗

の拠点という思想が生まれてきたといえる。

ところが、この論理を引き伸ばすと、女性同士の関係、男性同士の関係も男性上位の形で構造化されたジェンダー秩序の中に配置され、それを支えているという結論になる。男女間の権力構造が先験的なものだとしたら、男性と関係を持たないで、女性同士の関係だけを抜き出したとしても、この権力構造は反映する。つまり、異性愛だけではなく、性別という区分によって行使されている現在のセクシュアリティの秩序自体が、性差別と抑圧の構造を再生産させるということになる。

女性だけが存在する空間を創出し、そこを生活圏にしたとしても、女性である以上、男女という性別二元制の形で構造化されているジェンダー秩序から逃れることは出来ない。たとえ化粧をやめたり、スカートをはくのをやめるなど、女らしさを社会的に作り上げられたものとして否認しても、そこでは女性のアイデンティティを前提にした女性という共同性を立てている。

この社会がア・プリオリに家父長制社会であるとすれば、レズビアン・セパレイティストもまた女性という共同性によって家父長制体制を支えることになる。レズビアン・セパレイティストの主張は、それが前提としている論理から、自らもまた家父長制体制を再生産させる、という結論を導くことになったのである。フェミニズムはこうして一つのアポリアにぶつかった。つまり、女性という同一性を前提にした理論の構築に対する疑義である。

女性の普遍的抑圧という仮説への疑義

女性という共同性が単一の抑圧構造のうちにあるという前提への批判は、レズビアンをはじめとしてフェミニズムの内部からも寄せられて

(8) アンドレア・ドウォーキン『インターコース—性的行為の政治学』（寺沢みずほ訳）青土社、1987年

いる。「在日」の女性や障害を持った女性、第三世界の女性のように、民族や属性の違う集団からの批判である。これらの女性は主流派フェミニズムにおける日本人・異性愛・中流階級中心の視座を問題化し、女性全体が一枚岩的な抑圧構造のうちにあることを否認する。

在日の女性が直面する問題は、日本人の中流階級の女性が抱える問題とは異なる。在日の女性は民族差別と性差別の二重の差別構造のうちにあり、彼女たちが周縁化されている構造から、日本人である以上、主流派フェミニズムもまた逃れることは出来ない。また、先進国の日本の女性は、第三世界の女性に対しては、世界資本主義の支配者の立場にあり、第三国の女性の抑圧構造に加担している。このような異議申し立てが、女性という共通の基盤を立てることに對して向けられてきた。

ところが、論理的には、これらの集団に対しても家父長制による批判は有効である。もちろん、在日や障害者、第三世界の女性は単一の同一性を構成しないが、これらのカテゴリーもまた女性という同一性に基づいて成立していることに変わりはない。そうするとレズビアン・フェミニストに対して、女性という同一性を構成することにより、家父長制体制を再生産するという批判がなされるのと同様に、これらマイノリティの女性に対しても、女性という同一性を立てることで、家父長制体制を再生産させるという批判が向けられることになる。こうしてフェミニズムは、女性という同一性自体への懐疑に行き着くことになった。そこで、女性という主体を自明の前提にする本質主義化への批判を中心的な主題とする、ポストモダン・フェミニズムが登場した。

近代批判としての ポストモダン・フェミニズム

自我や主体といった概念を徹底的に批判したのが、ポスト構造主義である。フーコーによる権力分析やデリダによる近代的認識論批判は、言説に先立つ主体概念を解体したが、その理論を前提にすると、女性という主体は、もはやア・プリオリには存在しない。それは社会関係に先行して成立するのではなく、言説実践によって産出されるといえる。女性という主体は自然な事実として存在するわけではなく、社会的に構築された結果に過ぎず、それがあたかも最初から存在しているかのように構成された概念だということになる。女性は生まれたときから女性として存在しているわけではない。それはジェンダーという言説実践によって不断に構成されるものなのである。

ポスト構造主義におけるデリダやフーコーを批判的に摂取して、近代知の総体に対する批判を展開したのが、ヘックマンの『ジェンダーと知』⁽⁹⁾である。ヘックマンは、ポスト構造主義による理性・合理性・主体といった近代知全体に対する批判を、フェミニズムによる家父長制批判に取り込んで理論を構築する。ヘックマンによると、ポストモダニズムは、理性・合理性・主体といった近代知がよって立つ基盤を解体したが、そこにはジェンダー変数に関する盲目性が存在している。つまり、ポストモダニズムが攻撃目標とした、近代知の根本を成り立たせている合理性・理性・主体といった概念が、そもそも男性中心的価値観だと主張し、フェミニズムを近代知の根底的な批判者として位置づけるのである。

ヘックマンの議論を追ってみよう。ヘックマンによると、ポストモダニズムは近代思想にお

(9) スーザン・J・ヘックマン『ジェンダーと知—ポストモダン・フェミニズムの要素』(金井淑子ほか訳)大村書店、1995年

ける理性中心主義を批判し、それを徹底的に解体した。近代思想が立てた合理主義や自立の主体概念、客観主義的認識論は、真理を再現しようとする欲望に支えられている。こうした知の基礎付け志向は真理主義の一種であり、脱構築する必要がある。なぜならば近代知が依拠してきたこれらの価値観は、男性によって作り上げられた支配知の別称であって、感情や主体性のなさは女性的なものとして排除されてきた。

近代啓蒙主義における人間のモデルは男性＝理性的というものであり、このモデルに基づいて主体性や合理性といった概念が作り上げられている。女性はこうした近代的人間観に含まれてはいなかった。西洋近代社会は合理性＝主体性＝男性原理に基づいて成立しており、非合理性＝非主体性＝女性原理は価値の序列において劣位の状態に置かれてきた。このような合理性＝主体性＝男性原理／非合理性＝非主体性＝女性原理という二項対置パラダイムこそが、西洋の近代知を支えてきた枠組みである。

ポストモダン思想は、近代知が合理性＝主体性／非合理性＝非主体性というパラダイムに基づいて成立してきたことに気づき、その脱構築を目指したが、これらの土台自体が男根中心主義によって構成されてきたことに気付いていない。したがって、この二項対立図式を脱構築することは、男性中心の認識論を解体することを意味しているのであり、その作業によって男性による権力の中心化を解体することができる。こうしてフェミニズムはポストモダン思想に対して、男性中心主義の打破の可能性を提示するのである。

ポストモダン思想は、啓蒙思想の二元論の誤りに気づくが、フェミニズムが、この二元論がジェンダーによるものだ、と定義することで完

成させている⁽¹⁰⁾。

ポストモダン・フェミニズムの難点

リベラル・フェミニズムは、合理性／非合理性が男性原理／女性原理に配分され、それぞれの前項が後項に対して優位に価値付けられていることに気づき、前者に基づいて後者の二項対立を解体することを目指す。前者の二項対立自体が男性支配の権力構造に基づいていることを無視している。また、ラディカル・フェミニズムは、前者と後者の二項対立が相似形をなしていることに気づき、それぞれの二項を反転させることで、男性権力の破棄を目指す。この二項対立を保持することで男性の権力を再生産させる。ポストモダン・フェミニズムだけが、こうした二項対置パラダイム自体を拒否することで、西洋啓蒙主義を支えた男根中心主義を打破することが可能になる、と主張するのである。ジュディス・バトラーもまた、ドラッグ・クィーンのようなパロディによるジェンダー秩序の攪乱を評価し、性的秩序改変のための法制度改革や、その正当化のための規範論の意味を否認する⁽¹¹⁾。

このようにポストモダン・フェミニズムは、規範的議論に総じて懐疑的だが、ヘックマンについては、フェミニズムが社会改変を目指すならば、制度設計とその規範的正当性の議論のための何らかの「合理性」を無化することは出来ないという批判が可能である。さらに、バトラーに対しても、パロディ的攪乱がジェンダーの抑圧構造をどのようにして改変するのか、またその攪乱が、なぜジェンダー構造をよりよく変革するのかについて、その根拠を示していないと批判できる。フェミニズムが、社会のさまざまな領域における種々の制度や社会構造が、ジェンダーの公正を実現していないと告発するなら、

(10) スーザン・J・ヘックマン『ジェンダーと知—ポストモダン・フェミニズムの要素』(金井淑子ほか訳)大村書店、1995年、20ページ

(11) ジュディス・バトラー『ジェンダー・トラブル—フェミニズムとアイデンティティの攪乱』(竹村和子訳)青土社、1999年

どのような制度が公正で望ましく、そのために必要な社会構造変革についての規範的議論が不可欠である、という主張がされることになるだろう。

しかしながら、これまでの社会が男根中心主義によって構成されてきたとするフェミニズムの議論を前提にすると、ラディカル・フェミニズムからレズビアン・フェミニズム、そしてポストモダン・フェミニズムへといたる論理は不可避なものに見える。ヘックマンやバトラーに対する批判は確かにうなずけるものであるが、同時にラディカル・フェミニズムからポストモダン・フェミニズムにいたる議論もまた、論理的には成立してしまう。ヘックマンやバトラーはこうした批判に納得することはないであろう。というのも、フェミニズムはラディカル・フェミニズムにより、家父長制という概念を見出して以降、この家父長制との格闘を中心の課題としてきたからだ。家父長制概念の創出により、資本制に還元されない性差別の根源を見出し、この概念をめぐる議論が蓄積されてきた。

ポストコロニアリズムの観点からも、ジェンダーの問題が階級や人種、民族の問題と密接に結びついていることが明らかにされてきた。西洋近代は理性、合理、能動性といった概念を占有し、非理性、非合理、受動性といった対立概念をオリエントに投射してきた。こうしたオリエントに付加された像は、女性のジェンダーに課せられた意味づけと共通している。民族や人種は、ジェンダーの像を反映することで説明されてきたといえる。そこでは、家父長制は非歴史的な概念として提示されていないが、依然として中心的な分析概念であることに変わりはない。フェミニズムが近代批判を徹底しようとするなら、さまざまな領域に働いている家父長制概念との格闘を避けて通ることは出来ない。だとするなら、ヘックマンやバトラーのような理論は、必然的に要請されることになってしまう

のである。

果たして、ポストモダン・フェミニズムによる論理的帰結と、それに対する批判の矛盾をどのように考えたらよいのであろうか。どちらか一方が正しいのか。それとも両方とも誤りと考えるべきなのであろうか。わたしの考えでは、この対立を解きほぐすことが出来るように思われる。ただし、対立の克服のためには、このような二律背反する結論が生じた根本的な理由を明らかにし、この二つの論理を一貫したパースペクティブの元に再構成する必要がある。そこでラディカル・フェミニズムからポストモダン・フェミニズムを、リベラリズム批判と家父長制批判という観点から再整理することで、この矛盾を解決する可能性を提示してみたい。

国民国家—資本主義—自由主義への批判

フェミニズムは近代批判をその重要なモチーフとしてきた。ラディカル・フェミニズムはリベラル・フェミニズムへの批判を、その出自としたことからわかるように、市民社会的リベラリズムに対する懐疑をもつ。それは、ポストコロニアリズムやカルチュラル・スタディーズなどの現在のさまざまな社会批判でも、広く見られている。近代社会はリベラリズムに基づいて国民国家と資本主義を確立してきた。ヨーロッパの封建体制において、国家とネーションは分離していた。封建領主の中で、同輩中の主席として存在していた中世の王権は、貨幣経済の浸透にともない、都市国家における商人階級と手を結ぶことで、多数の封建領主を打ち倒し、最終的に絶対主義的王権という形態に変容していった。商人資本は、絶対主義的王権の元で成長し、市場的統一を成し遂げるために、農業共同体における集団主義的互助性を基盤にネーション概念を形成した。その後、フランス革命と産業革命以降、商人資本は資本主義に形態を変え、

自由主義は所有権の確立によって、資本主義的市場経済を保障した。ここにおいて、市民社会的自由主義と国家と国民、資本主義は統合されたのである。このような歴史的経緯から、近代批判を遂行する現在の思想潮流は、その批判を国民国家と資本主義、自由主義の三位一体的連関に対して向けることになる。それはフェミニズムにおいても変わらない。国民国家—資本主義—自由主義のトリニティに対するフェミニズムによる批判は、次のようなものである。

第一に、自由主義といっても男性優位の家父長制的社会において、それは結局、男性の自由を意味しており、劣位におかれた女性の立場は変わらない。むしろ男性の自由が確保されることで、その既得権が解体されることはなく、女性の自由に対する抑圧体制が再生産されることになる。つまり、リベラリズムは男性の支配を正当化するようなイデオロギーとして作用している。フェミニズムはこうした批判をリベラリズムに投げかける。これは、マルクスが私的所有権について、特定の支配階級による支配関係を正当化するイデオロギーだと述べたのや、社会主義婦人解放論が第一波フェミニズムによる財産権の獲得を批判したのと同型の批判といえる。

第二に、自由主義は私的所有権を確立することで、資本主義の基礎を提供した。国家は資本主義的生産体制を推進してきたが、それは国家内部では、男性＝公的領域／女性＝私的領域に分断する家父長制的イデオロギーを統御してきたし、国際関係においては、先進国による後進国の経済搾取や性搾取を推し進めるように作用している。自民族同士のセクシュアリティを承認して、異民族の男性から自民族の女性を保護するが、男性のセクシュアリティは実際に異民族の女性に行使されるだけでなく、国内で禁

止されたセクシュアリティを投影することで、オリエンタリズムの性搾取が行われる。

第三に、自由主義はポルノグラフィのような性表現を擁護するために、男性＝性的主体／女性＝性的客体という家父長制的体制を再生産させる。また、近代的性空間は、人を男性＝公的領域／女性＝私的領域に振りあてるとともに、女性のエロスを私的領域において公認し、公的領域における女性のエロス化を売春として異端視した。近代的性空間は、女性を売春婦と主婦に分断することによって成立しているといえる。売春を肯定することは、こうした近代的な性体制自体を再生産させることになってしまう⁽¹²⁾。そこでは、男性は私的領域におけるセクシュアリティと公的領域におけるセクシュアリティの両方に関与できることになっており、男女間で性に関する規範の二重基準が存在している。自由主義は、こうした近代的性体制を正当化するために、私的領域を含めた性の政治を問題化できなくなってしまう。

また、性行為に関してもアンドレア・ドウォーキン⁽¹³⁾は二つの点から批判する。一つは、それが異性愛を強制するシステムだというものである。もう一つは、男性による女性の支配を正当化する装置だというものである。このことを根拠にして性行為は家父長制を強化するものだと主張する⁽¹³⁾。自由主義は性の政治を問題化できない家父長制体制を擁護し、再生産するイデオロギーということになり、自由主義を正当化すると家父長制体制の変革は不可能になってしまう、という結論が導かれることになる。こうした観点から専業主婦への志向、買売春、ポルノグラフィティ、性愛など男女間のさまざまな「自由」な関係が家父長制的イデオロギーの産物とみなされているのである。

(12) 加藤秀一「〈性の商品化〉をめぐるノート」江原由美子編『性の商品化』勁草書房、1995年

(13) アンドレア・ドウォーキン『インターコース—性的行為の政治学』（寺沢みずほ訳）青土社、1987年

国民国家—資本主義—自由主義のトリニティに対する批判を整理してみたが、その根本には、家父長制と自由主義への批判が存在していることがわかる。社会が家父長制的体制である以上、自由主義を基礎にしたさまざまな制度や領域は、国家や資本主義の統御の下で、家父長制的体制を再生産することになる。理論的戦略の違いに関わらず、家父長制批判が、ラディカル・フェミニズムからポストモダン・フェミニズムまで一貫して通底した課題だったのは、そのためである。レスビアン・フェミニズムは、男性を排除した女性だけの共同体によって家父長制に対抗しようとしたし、ポストモダン・フェミニズムは、あらゆるジェンダーの規範や啓蒙主義的諸価値を否認することで、家父長制体制の解体を目標とするのである。

家父長制批判の 原理的アポリアと可能性の原理

家父長制はラディカル・フェミニズム以降、フェミニズムにとって、つねに中心的な課題であった。家父長制は、その出自からもわかるように女性差別の原因が、生産関係にのみ還元されるのではない、という考えに由来する概念だ。これは、アルチュセールによって、国家のイデオロギー装置という概念が考え出されたのと同様な意味を持っている。アルチュセールは国家による支配構造を考えるにあたり、目に見える形で公的に暴力として抑圧する「国家装置」のほかに、私的な領域で微視的で目に見えない形で、イデオロギーとして人間を支配する「国家のイデオロギー装置」の存在を提示する。アルチュセールは、生産過程から相対的に自立した、独立して考察しなければならない領域としてのイデオロギーを見出したが、ラディカル・フェミニズムは、生産様式と独立して分析しなければならない男性支配のイデオロギーを見出し、

それを家父長制と名づけたのである。

国家のイデオロギー装置が、社会のあらゆる領域に作用して国家の支配関係を貫徹しているように、家父長制は教育や社会規範、政治を通して社会のあらゆる領域に働いている、男性支配のための装置の別称といえる。すると、論理性・合理性・自立性・主体性といった概念が、男性支配のための言説であるということは、ヘックマンのようなポストモダン・フェミニズムの観点に従えば、これらの概念は拡張した家父長制概念の特性ということの意味する。こうして家父長制概念は、近代知を成り立たせてきた合理的認識論自体をも含む、非常に広い概念になってしまう。フェミニズムが近代知を男性支配の源泉であると主張し、これを根底から解体することを主題にする以上、このような論理的展開は必然的にもたらされるのである。この結論はまた、フェミニズムが男性支配の不当性を告発するなら、どのような制度改革が望ましいのかについての議論を可能にする合理性が必要になる、という批判を呼び込むことになり、この二つは分かちがたい対立を構成することになるのである。

わたしの考えでは、ラディカル・フェミニズムからポストモダン・フェミニズムへの論理展開は、社会を先験的に家父長制体制と規定しているところからもたらされると思われる。こうした論の立て方だと、性別に基づくあらゆる行為は、家父長制的体制を補強するものになってしまう。また、近代西洋が男性支配のシステムだとすると、合理性や自立性をはじめとした近代の啓蒙的価値の一切が、家父長制的イデオロギーとして否認されることになってしまうのである。

なぜならば、人間のどのような行為でも、外在的な構造をア・プリオリに立てて、その構造連関から機能主義的に意味づけることが可能になるからだ。このような思考は、社会を支配す

る構造を先験的に立てて、あらゆる現象をそこから演繹的に価値評価する思考形式なので、「形而上学的思考」と呼ぶことができる。この思考様式の前では、人がある現象をどのように意味づけているかに関わらず、そのことを価値評価することが可能になってしまうのである。フェミニズムの場合、この構造を家父長制と措呈しているといえる。そして、性別に基づくさまざまな現象や近代知の啓蒙主義的価値観を、家父長制という構造から演繹的に価値評価しているのである。こうした思考形式の例としては、フェミニズムにおける家父長制概念だけでなく、アルチュセールの「国家のイデオロギー装置」やフーコーの「権力論」などをあげることができる。

「形而上学的思考」の難点は、第一に、同義反復的ディスクールになってしまうことである。アルチュセールのあらゆる言説、行為が、イデオロギー的作用のうちにあるという考え方に対して、そのようなアルチュセールの考えが、国家のイデオロギー装置的作用によってもたらされているという批判をもたらすのと同様に、性別に基づくあらゆる行為や近代社会が家父長制的作用の網の目にあるという考え方は、こうしたディスクール自体が家父長制的イデオロギーの力学のうちにある、という批判を自動的に呼び込むので、批判の無限連鎖を引き起こしてしまうのである。

猥褻と性暴力を例にとってみよう。猥褻の制定基準が少数者を逸脱者として抑圧する国家権力の強化につながるので、あらゆる性表現を認めるべきだという考え方に対して、それは女性を男性に従属する客体とする家父長制による産物で、性暴力であるという批判がなされる。すると、この批判に対して、性的存在であることが、男性に対する従属であるという見方自体が、男性＝性的支配者／女性＝性的従属者という家父長制的観点からなされているという批判が行

われる。その次には、そうした見方が男性の問題点を隠蔽しようとする家父長制的イデオロギーの産物だ、というように批判の無限反射を可能にしてしまうのである。

「形而上学的思考」のもう一つの難点は、さまざまな人が、それぞれの立場を絶対化して、その場所から互いの「正義」を主張しあうことにある。フェミニズム、民族主義、ポストモダン思想などのようなさまざまな理念の乱立が起ってしまうのだ。そして、この「正義」の対立は、互いの「正義」についての「神々の争い」を生じるのである。それぞれの理念を相対化していくこのプロセスの進展は、最終的にあらゆる理念に対する「絶対的否定性」によって批判の全能性を確保する立場に行き着くことになる。

ポストモダンの脱構築思想がこうした役割を果たしたことはよく知られているが、ラディカル・フェミニズムからレズビアン・フェミニズム、そしてポストモダン・フェミニズムへの進展は、このようなプロセスをトレースしていると理解できる。レズビアン・フェミニズムは、ラディカル・フェミニズムが異性愛の問題を問題化していないのを家父長制批判が貫徹されていないと批判し、ポストモダン・フェミニズムは、合理性／非合理性＝男性原理／女性原理という近代の解放を支えた二項対立的知の基盤自体を家父長制体制の産物とみなして、これを否認するのである。

だが、多数の理念の対立が、あらゆる理念を絶対的に批判する立場によって相対化されるように、家父長制概念やフェミニズムの理念もまた相対化を避けられない。ヘックマンやバトラーに対しても、彼女たちの理論が女性解放という理念に基づいて、その理論が成り立っており、そうした基盤を脱構築しなければならない、と主張することができるのである。この二つの難点は「形而上学的思考」のもたらす必然的な帰結といわなければならない。

それでは、フェミニズムによる家父長制概念は全くの虚構なのであろうか。わたしはそうは思わないが、それは無条件に成立する概念ではない。つまり、社会をア・プリオリに家父長制体制と規定することから、「形而上学的思考」の帰結が生じることと、ポストモダン・フェミニズムをめぐる対立がもたらされることを理解しておく必要がある。家父長制概念は決して先験的に立てることが出来る概念ではなく、ある原理に基づいて成立する概念といわなければならない。そして、その原理がリベラリズムなのである。

わたしの考えでは、家父長制的力学によって、女性が男性の支配関係におかれているという批判が正当性を持つためには、リベラリズムを原理とすることが必要だ。というのも、家父長制批判は、もともと男性による社会的生産が、女性による家事労働というシャドーワークによって支えられていることで成立しているのに、女性が生産活動に従事しようとすると、そこから疎外されるのは不当であるという問題意識や、性別に配分された行動規範の二重基準などから生じたものであった。つまり、家父長制批判の根本は、女性の「自由」の行使が家父長制によって疎外されている、という批判だったのである。これは、女性差別への批判が、根本的には男女があらゆる点で平等である、という理念に基づいて行われているわけではなく、女性の自由の行使が十分でないという根拠によって展開されていることを意味している。つまり、現在のフェミニズムによる批判には、「自由」を基礎におくりベラリズムを根拠にしてリベラリズム自体への批判が行われている、という根源的な論理矛盾があるのである。

ところが、フェミニズムはラディカル・フェミニズム以降、リベラリズムを主要な論敵とみなしてきた。家父長制を再生産させるとして、リベラリズムの解体を主題としたのである。フェ

ミニズムが近代批判を貫徹するためには、このプロセスは必然的にもたらされる帰結であったといえる。しかし、その結果、ポストモダン・フェミニズムに至り、女性解放という理念自体に疑義が突きつけられることになった。その根本的な理由は、家父長制批判の原理的根拠を突き詰めることなく、先験的な社会的構造として立てていたことによるのである。そのために、フェミニズムは、「形而上学的思考」がたどる難問を形成してしまった。

フェミニズムがこの難点を解決するためには、リベラリズムの原理に基づいて、あらゆる概念を再検討しなければならない。家父長制批判もまた、リベラリズムの原理に基づいて、再構成する必要がある。リベラリズムだけが錯綜とした議論に終止符を打ち、フェミニズムに一貫した展望を与えることができる。リベラリズムの原理によってはじめて家父長制批判はその可能性を保持するのである。